

# 介護総合センターかんざき

(特別養護老人ホーム)

## 重要事項説明書

### (短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護)

#### 1 事業の目的

短期入所生活介護 および 介護予防短期入所生活介護は、要介護又は要支援状態となった場合も、その入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身の機能の維持並びに入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

#### 2 運営方針

##### 2-1. 短期入所生活介護サービス

- (1) 当施設は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減または、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、入所者の心身の状況を踏まえて入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
- (2) 当施設は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、居宅サービス事業者等、保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

##### 2-2. 介護予防短期入所生活介護サービス

- (1) 当施設は、介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づき、入所者の要支援状態の軽減または、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、入所者の心身の状況を踏まえて入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
- (2) 当施設は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、居宅サービス事業者等、保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 3 事業者

事業者の名称	青山里会
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 近藤 辰比古
電話番号	(059)328-2177

#### 4 事業所(当事業所は介護総合センターかんざきに併設されています)

施設の名称	介護総合センターかんざき
施設の所在地	三重県四日市市寺方町字東谷986-4
施設長名	石田 一晃
電話番号	(059)327-2177
ファクシミリ番号	(059)327-2228

#### 5 事業所であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定		定数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	12年4月1日	2470200169号	70
居宅	短期入所生活介護	12年4月1日	2470200169号	19
居宅	介護予防 短期入所生活介護	18年4月1日	2470200169号	

#### 6 居室の概要(併設施設を含む)

##### (1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	25室	13.76㎡	13.76㎡
4人部屋	16室	43.52㎡	10.88㎡

☆当事業所では以上の居室をご用意しています。居室のご希望をされる場合は、ご契約時にお申し出ください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もございます。)

☆ご契約者から居室の変更希望の申し入れがあった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合もございます。

## 7 職員体制(主たる職員)

令和7年1月1日現在

従業者の職種	員数	区 分		保 有 資 格
		常勤	非常勤	
施設長	1	1	0	社会福祉士・介護支援専門員
生活相談員	1	1	0	社会福祉士・介護支援専門員
介護職員	47	26	21	介護福祉士 25 名 介護支援専門員 1 名
看護職員	5	3	2	デイ兼務看護師 2 名
介護支援専門員	3	3	0	介護支援専門員 3 名(兼務)
医師	8	0	8	主体会病院医師 7 名 産業医 1 名
機能訓練指導員	1	1	0	理学療法士 1 名
管理栄養士	1	1	0	管理栄養士
調理員	14	3	11	
事務員	1	1	0	
その他	3	1	2	運転手 2 名 作業員 1 名

※入所者3人に対して介護・看護職員が常勤換算で1人以上。

## 8 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	・正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	4週7休
生活相談員	・正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	4週7休
介護職員	・早勤(7:30~16:30) ・日勤(8:15~17:15) ・遅勤(9:30~18:30) ・夜勤(17:00~翌9:00)	4週7休
看護職員	・日勤(8:15~17:15)	4週7休
介護支援専門員	・兼務	4週7休
機能訓練指導員	・正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	4週7休
医 師	・内科等	
管理栄養士	・正規の勤務時間帯(8:30~17:00)常勤で勤務	4週7休

## 9 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>・食事時間 朝食 7:30～ 昼食12:00～ 夕食17:30～</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴又は清拭を週2回以上行います。</li> <li>・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師又は准看護師が毎日健康状態のチェックを行い、必要に応じて医師との連携を図り、健康管理に努めます。</li> <li>・嘱託医師により、必要に応じて往診しています。</li> <li>・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます</li> <li>・また、相談担当者が相談相手として不適當な場合は、他の相談員を指名することができます。</li> </ul>
社会生活上の 便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
その他 (希望者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理髪美容サービス</li> <li>・日常生活品の購入代行など</li> </ul>

※ご利用時の衣類・洗面用具等はすべてご持参ください。原則として、洗濯はできません。

## 10 協力医療機関

医療機関の名称	主 体 会 病 院
代 表 者 名	川 村 直 人
所 在 地	三重県四日市市城北町8-1
電 話 番 号	(059)354-1771

## 11 利用料

### 〈利用料金〉

ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた額(自己負担額)、加算料金、食費(食材料費及び調理費)、居住費(水道光熱費及び室料相当)の合計金額が利用料金となります。別紙の料金表を確認ください。

### 〈支払方法〉

支払方法は、原則として百五銀行口座自動引き落としとさせていただきます。

(毎月、20日までに前月分の請求をし、27日に引き落としさせていただきます。ただし、27日が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合はその翌日とします。)

## 12 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、当該サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たに追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者に出し出して下さい。
- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
  - ①利用予定日の前日までに申し出があった場合 : 無料
  - ②利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 : 当日の利用料金の100%  
(自己負担相当額)
- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する機関にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。
- (4) ご契約者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 13 事故発生時の対策

- 1 サービスの提供により事故が発生した場合には、ご利用者様に対し応急措置、医療機関への運搬等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行います。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。
- 3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。  
但し、事故によって死亡・障害が生じた場合、リスク(予測できる危機)を前もって調査・評価し、ケアプランを策定し、利用者本人及びご家族のご承認を得られ、そのケアプランに基づくケアを誠実に実行している場合において起きた事故については損害賠償の対象外とさせていただきます。  
又、ケアプランにおいての予期せぬ不慮の事故についても同様と致します。

## 14 非常災害時の対策

- (1) 非常災害が発生した場合には、消防計画に従い、関係機関への通報及び連携を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に職員に対する教育を行います。
- (3) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に避難・救出その他必要な訓練を実施します。

## 15 苦情等申立先

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお尋ね下さい。  
(直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、文書でも結構です)

介護総合センターかんだき相談窓口(窓口担当者: 社会福祉士 堂道 和成 )

受付時間: 毎日午前8時30分～午後5時00分

電話: 059-327-2177(お越しいただく前に必ずご一報下さい)

### 市町村等への苦情申し立て先

四日市市役所 介護保険課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

受付時間: 平日 午前8時30分～午後5時00分

電話: 059-354-8179

三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

〒514-8553 三重県津市桜橋2丁目131 三重県自治会館 2階

電話: 059-222-4165

三重県福祉サービス運営適正化委員会

〒514-8552

三重県津市桜橋2丁目131 三重県福祉会館

電話: 059-224-8111

青山里会 第三者委員(福祉サービスに関する苦情解決事業)

1. 田中 紘美 評議員 電話: 090-7034-6372

2. 藤井 由紀子 評議員 電話: 059-331-7089

以上、記述の重要事項説明書内容が変更された場合(介護保険制度による報酬改定等)は、随時、書面にてご利用者様・ご家族へ通知いたします。通知後、変更内容についての意義の申し立てがない場合は、自動更新をさせていただきますので、ご了承ください。



令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

## 重要事項説明同意書

介護総合センター かんざき  
施設長 石田 一晃 殿

私は、別紙書面に基づいて職員(職名\_\_\_\_氏名\_\_\_\_)から貴施設の重要事項の説明を受けたことに同意します。

利用者 住所\_\_\_\_\_  
氏名\_\_\_\_\_印

利用者の家族等 住所\_\_\_\_\_  
氏名\_\_\_\_\_印  
続柄\_\_\_\_\_  
連絡先(\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

利用者は、身体の状態等により、署名が出来ない為、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

住所\_\_\_\_\_  
氏名\_\_\_\_\_印  
続柄\_\_\_\_\_